

# 香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年2月28日)

招集年月日 令和6年2月21日(水)  
招集場所 香美市本庁舎 2階会議室  
会議の日時 令和6年2月28日(水) 午前9時  
出席者 白川 景子 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由  
欠席者 なし

## 説明のための会議出席者

教育次長兼学校給食センター所長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課対策監	田村 香江
教育振興課学校教育班長	前田 薫
教育振興課学校教育班 物部分室係長	鈴江 明恵 宗石 康弘

## 職務のための会議出席者

## 会議録署名委員

宮地委員

(開会時刻 午前9時03分)

教育長	<p>ただ今から、令和6年2月香美市教育委員会定例会を開催いたします。本日は委員全員のご出席をいただいておりますので、会は成立いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、宮地委員さんです。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、前会議の議事録の承認でございます。いかがでしょうか。</p>
宮地委員	<p>お願いしました。</p>
教育長	<p>それでは、訂正のところを言っていただいて、ご承認をいただくということでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、教育長の報告でございます。</p> <p>香美市議会が開会いたしました。行事予定表にも書かせてもらいましたが、5、6、7日と一般質問がございまして、8日が議案質疑となっております。教育委員会に対しては、これまで3年間の教育委員会としての総括はどのようなものか、次への展望はどのようなものかということと、もう一点、欠席数30日を超える者が、過去最高になったことにつきまして、質問が出ております。正確に申し上げますと、20日以上欠席者につきまして、香美市では教育研究所において、毎月調査を行っています。20日以上になってくると、不登校の傾向の子どもさんも含まれるであろうという想定の下、20日以上欠席日数のある子どもさんについては、特に注意をしながら支援をしていくということで、データを取ってきておるところでございます。それが今年度たまたま、12月の校長会で、これまでに一番多い数字が出てきまして、そのことを不登校と読み違えての内容と取られてしまいました。</p> <p>昨日、鏡野中学校へ行きました。今年度、1年生の新規の不登校生徒数はゼロです。2年生に上がる時に、少し勉強が難しくなりますので、その時点で不登校気味の子どもが増える、という傾向がございましてけれども、鏡野中学校も非常によく頑張ってくれておりますし、小学校もそれぞれに頑張っております。香北中学校も小学校と連携して、魅力ある学校づくりの中心に据えて取り組んでおりますので、少しずつですが減ってきておるといいう状況です。議会では、長期欠席者数についてそのように説明をいたします。</p> <p>理由については、旅行であったり、コロナかもしれない、インフルエンザかもしれない、他の何かウイルスかもしれないということで、発熱をする子どもさんが多くて、それがなかなか引かずに、何日間か休み、そして、また別の理由で休み、ということで累積しているということであったりでございます。不登校としては減ってきておると、ひとえに集中して、みんなで取り組んできた成果が、少しずつ出ていると思います。</p> <p>出た数字で一喜一憂してもいきませんので、一人一人をしっかり見ていくと、こ</p>

	<p>ういうことでお答えをしたいと思っております。</p> <p>それから、月曜日に香長小学校の○君が、環境日記コンテストの全国の金賞を受賞いたしました。銀賞、銅賞そして入選も果たす、全員がなんと賞に選ばれるという快挙を成し遂げまして、市長室で市長に報告をし、お褒めの言葉をいただいたところでございます。非常に良かったです。香長小学校、舟入小学校、それから大宮小学校、3校が賞をいただきました。時久前教育長さんが教育長を退任されても、欠かさずに子ども達をよく面倒見てくださっておる、そして、大変嬉しかったんですけれども、時久前教育長さんから、非常に内容が深まってきたと、このことは学校の探究的な学びの、取り組みの大きな成果であるということをおっしゃっていただいて、本当に皆様のご協力に感謝をしたいと思ったところではあります。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
浜田委員	<p>不登校の部分は、皆さんなかなか理解が難しい。20日、30日、教育委員会が説明する場合、市長がそういう誤解をされた部分については、過去10年間をとって見ると、不登校の傾向は落ち着いてきているということ、単年度だけで捉えるのではなくて、ちょっと長いスパンでお答えしていただければ、そこが明確になりますので。</p>
教育長	<p>分かりました。グラフを出そうかと思っております。</p>
浜田委員	<p>そうですね、そうしたらいいです。</p>
教育長	<p>そのようにします。皆さんそのように思われると思いますので、最高に多かったというふうに言われると、不登校が。</p>
浜田委員	<p>そうですね。コロナとかインフルエンザが多かったのも、そういう傾向は明確に伝えて、状況を見て休みが多かった、という形にしたほうがいいですね。</p>
教育長	<p>小串担当から、市長については、近日中にご説明に再度お伺いをするようにはしておるところでございます。他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案に入ります。</p> <p>議案第1号、香美市山村留学運営協議会設置要綱の制定の告示について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「香美市山村留学運営協議会設置要綱の制定の告示について」</p>

事務局	(議案説明)
教育長	ご質問、ご意見よろしくお願いいたします。
浜田委員	提案理由のところで「山村留学について協議し、教育委員会に提言を行うため」、ここがちょっと引っ掛かりましてね。と言うのは、そのものは第2条へ返ってくるんですけど、やっぱり此处へ書くなら趣旨を書く。こういう目的で要綱を作るということは、第1条へ書いているわけですよ。だから、その第1条を受けて第2条以下があるので、その一部を取り出すのではなくて、例えば「山村留学事業の円滑な実施及び振興充実を図るために、山村留学運営協議会を設置する」ためにこの要綱を作るわけですよ、そういうのがいいんじゃないかと。
教育長	よろしゅうございますか。要綱設置の趣旨を明確にすると、第1条の、において、第2条からそれについてはという、提案理由を訂正するということによろしゅうございますか。 他にございませんか。
事務局	任期を「2年」としていますが、「2年以内」にさせてもらいたい、というところ。4月、5月は、留学生が来たり、会を開くことが現実的に難しいこともあったりで、委員さんを決めるのは6月ぐらいかなと。6月からの1年10カ月で、2年以内。2年とすると、きっちり2年の期間が適用されてしまうので。
浜田委員	その期間について「以内」いう定め方は、任期が確定しないので余り無いと思います。そこの部分は多分、附則で…
教育振興課長	以内って過去…
浜田委員	あった？ どっかに？
教育振興課長	いや、多分普通にあるような気はします。
浜田委員	初年度、初めての年で間に合わないから、普通そういう例外の場合は、附則へ謳う場合が多いですね。附則でそのことはお断りする。
宮地委員	実務上のことやと思うんで、実際にはね。だから2年と定めておっても、実際にさっき言われたような期間については、特別にどうしてもやらなくちゃいけな

	<p>いというわけではないので、そこは柔軟な対応が出来ると思いますよ。特に、これまでは準備ばかりやったけど、実施段階になってくると内容が変わってくるのかな。だから、事務の繁忙期を避けたとか、というような柔軟なことも出来るんじゃないかと思います。</p> <p>別に「以内」とわざわざしなくても、「2年」と定めておいてそこは避ける、ということにしてはどうかと私は思いました。</p>
浜田委員	<p>過去の事例を見て、「以内」という表現があれば、それはそれで、法務と話してやっていただければいい。もしないようであれば、初年度だけは大変なので、法務と相談して附則でやられたらと思います。</p>
教育長	<p>実務上のことであれば今、両委員からもお話があったように、柔軟に対応をしていただくということで、十分可能ではないでしょうか。</p> <p>それでは、以上のご意見を反映された上でご承認をいただくということになりますが、お構いないでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「はい」という声あり</p>
教育長	<p>それでは、議案第1号は承認されました。ありがとうございます。続きまして議案第2号、山村留学生の受入許可につきまして、よろしくお願ひします。</p> <p>議案第2号「山村留学生の受入許可について」</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
教育長	<p>同じく第3号まで同じ内容でございますので、一括議題でよろしゅうございませうか。</p> <p>続けてよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第3号「山村留学生の受入許可について」</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
教育長	<p>質問、ご意見、よろしくお願ひいたします。</p>
宮地委員	<p>以前から議論をしていたとおり、4人の方の入学になりますね。女子が3名、男</p>

	子が1名。
小松委員	男の子も受け入れるという方向で？
教育長	そのことに対して、どういうふうに対応していくかの説明をよろしくお願ひします。
教育振興課長	以前の委員会の時には、女子3名でと考えておったところです。その後、面接を2月5日にしまして、その時はこっちへ来たいと、凄く意思もはっきりしていたんですけど、最終的に男子1人で大丈夫ですか、という話をした時に、やっぱり友達がおったほうが心強い、みたいな話で終わったんです。そういうことなら、もう女子3名でいかにいかにねって言ってたんですけど、その後、○中学校は取り下げた、もう受験もしない、こちら一本に絞りたいというお話がありました。そこまでの強い思いがありましたので、教育長、宮地委員、上村校長先生とも話しまして、令和7年度以降の複式解消、部屋の男女割り振り等をどうするか、市教委で考えていくことにして、女子3名、男子1名を受け入れることにさせていただきました。
宮地委員	令和7年度以降の学級編成についても、これからかなり計画の立て直しを図らないと、平たく言えば、複式防止ということになりますけど、今のままで行くと非常に厳しい状況になってきます。
教育長	課長会がつい先日ございまして、その時に山村留学の現状をお伝えして、併せて定住のほうにも移住・定住が出来るように、それを明らかに学校も期待をしますと、努力をお願いしますということをお伝えしてございます。なお、それも継続審議、何か2件あるというふうに向いました。1件は五王堂で、1件は大橋だったと思います。
小松委員	ありますね、空き家バンクに登録されている家があります。
教育長	そうです。山崎かどこか？
小松委員	山崎にもあります。
教育長	3件ある。入寮生と移住・定住のご家族、両方を受け入れるという方向になると思います。また新たな局面になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

	<p>他にございませんでしょうか。  それでは、議案第2号、3号について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「はい」という声あり</p>
教育長	<p>それでは承認されました。ありがとうございました。  それでは、議案第4号、通学区域（校区）外通学についてと第5号と第6号が区域外就学についての議案でございますので、一括議案でお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
	<p>議案第4号「通学区域（校区）外通学について」</p> <p style="text-align: center;">（議案第4号は非公開審議案件）</p> <p>議案第5号「区域外就学について」</p> <p style="text-align: center;">（議案第5号は非公開審議案件）</p>
教育長	<p>それでは、第6号について説明をお願いします。</p>
	<p>議案第6号「区域外就学について」</p> <p style="text-align: center;">（議案第6号は非公開審議案件）</p>
教育長	<p>それでは、議案第11号、併せて報告第1号を引き続き協議をいたします。  それでは、提案をお願いいたします。</p>
	<p>議案第11号通学区域（校区）外通学について」</p> <p style="text-align: center;">（議案第11号は非公開審議案件）</p>
教育長	<p>引き続きまして、報告第1号に移ります。事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「一時体験入学について」</p> <p style="text-align: center;">（報告説明）</p>

教育長	引き続き議案第7号、香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明申し上げます。  議案第7号「香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長	ご質問、ご意見お願いいたします。
宮地委員	夏休みを8月31日までにするというのは、前回の件で十分理解しておりますが、次の標準的な職務内容、これは次に提案があるこの部分と一緒にしていますから、併せて検討していきたいと思います。いかがでしょうか。
事務局	承知しました。そうしましたら、第9号、第10号と続けて構いませんか。  議案第9号「香美市立小学校及び中学校における教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について」
事務局	(議案説明)
宮地委員	順番では、管理運営に関する規則は、この要綱を承認した上で、ということになると思います。 一つ質問ですけども、提案理由はここに書いてある、標準的な職務内容というのは今まで無かったんですかね。
対策監	今までなくて…
宮地委員	学校教育法では、教員の職務としては、児童の教育を司る、この1項だったんですよ。だから、それだけではいろいろ解釈があって、議論がなされてきた経緯があります。標準的事務分掌って今まであったんですけども、こういうふうに職務内容を明確に整理していくのはとても良いことです。これモデルは何処ですか。
対策監	こちら文科省から、働き方改革のところで明文化するよう示されているということ、これを基に、近隣の市町村も標準的な職務の内容を整理し、要綱を作成をしたというところになります。

宮地委員	じゃあ、高知県の場合、市町村で摺り合わせはしてますか。
対策監	一定近隣で摺り合わせをした上で、最終的に総務にも確認をしていただいているところになっています。議案第10号が事務職員の標準的な職務内容ということで整理をしたものになっています。
浜田委員	第10号も一緒に提案してください。
対策監	では、第10号も一緒に提案させていただきます。  議案第10号「香美市立小学校及び中学校における事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」
事務局	(議案説明)
浜田委員	これも文科省？
対策監	文科省から。事務職員のは昨年度、作成されていたんですけども、今回この教員の分を出すに当たって、文言にずれもあつたりしましたので、一律に文科省のものから取って整理、修正をしたというところになります。
宮地委員	うちは働き方改革で、仕事内容が錯綜してね、だから仕事の分担が明確化されてなかったという部分があるでしょうね。けれども現実には、主幹教諭が学級担任をしたり、教頭が学級担任をしたり、結局病休が出たらね、実態としてそういう状況になっていますよね。人が足りないから、いないから。職務内容と現実がちょっとずれてるんですよ。高知県内は、非常に厳しい状況です。人手不足です。
教育長	この提案理由が、私よく分からない。香美市立小学校及び中学校における教諭等の標準的な職務内容及び職務の遂行に関する要綱は制定するんだけど、その理由は何か、というところが分からないです。その働き方改革、職務の内容の基準を明示することにより、職務の軽減を図り、組織として全体で学校運営をしていくことが出来るように細分化したとか、そういう理由があつたほうが、意味が分かつたかなと思いました。 それと、その講師というのはどういう職務となりますか？ 非常勤講師ですか？

対策監	講師、産・育休に入る代替の講師の先生、それから、元々臨時籍で充てられる講師の先生を以って、講師という表現にしています。
浜田委員	非常勤じゃないので。常勤で期限設定された方、ということですね。
宮地委員	その標準的な職務内容の要綱案の2ページ目に別表があるでしょう。別表があって、その「職務内容の例」とされてるんですよ。その「例」って何でしょうね。要綱にこういう「例」って必要なんじゃないかな。
浜田委員	そうですね。
宮地委員	何かおかしいんですよ。通知だったら分かりますけど、例。
対策監	こちらは、文科省が示している「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」で、令和2年に出ているものを確認しましたところ、そちらに同じく番号、区分、職務の内容、職務の内容の例ということで示されていることを受けて…
浜田委員	それは全国へ発するので、こういう例がありますよって標準的に示しているんです。各市町村で特色があって違うので、その中に別のことを入れてもえいけども、大まかにはこういう例を示します、と書いてある。
宮地委員	通知とかなら例でもいいんですけど、要綱はやっぱ例というのは非常に…
対策監	これは職務の内容だけでいいですか。例を除ける？
宮地委員	ただ、職務の内容は左側にもありますから、だから、例と書いちゅうきそこは。
浜田委員	此処は直さないかん、例じゃなくて。
宮地委員	職務の具体的内容とかですね。
対策監	例を具体的な内容。職務の内容及び…
教育振興課長	職務の具体的な内容？

宮地委員	だから、内容が左にあったら右側は…
対策監	具体的な内容。
浜田委員	それか、具体的と書かなくても、手前が職務事項。職務の内容。
対策監	職務事項、職務の内容。
浜田委員	言葉は正しいかどうか分からんけど、具体例いうて書くと、何かまたこれもおかしい話になる。
宮地委員	他にも一杯ある、改定によって。
浜田委員	もし此処で抜かっていると思うなら、「その他何とかに関すること」と書いておけば全て把握出来ます。あくまでも例なので、例えば、教育課程及び学習指導に関すること、その中にこういうことがある。その他にも何かあるなら「その他」何かこれに関する言葉。「職務事項」にするなら、事項の内容に関連するような言葉を。そういう例もありますよね。
教育振興課長	職務事項で教育課程及び学習指導に関すること、という大括りはあるので、具体的なところを何処まで挙げるかというところ。
浜田委員	だから具体的ではないんです。
教育振興課長	具体的じゃない？
浜田委員	これは標準的な内容を書いちゃうだけです。
宮地委員	まあその他ね、此処やったら、教育課程の編成に必要な事項とか書いておけば、全部包括的に、もう一回検討してはどうでしょうかね。4月からスタート？
教育長	香南市は？
対策監	香南市はまだ出来てないですね。
教育長	南国市はどうですか。

対策監	南国市、土佐市のものは参考にして作らせてもらったので、そこから大きく逸脱していることはなくて。
教育長	そしたら、「職務の内容の例」と書いてある？
対策監	ちょっと確認します。
宮地委員	結局けど第9号にも連動するんですよね。内容及びその例並びに職務の遂行に「例」という言葉が出てくるので、全部繋がっちゃうき。
浜田委員	万一南国市がそうやっちゃっても、その「例」いうのは止めてください。
対策監	分かりました。ありがとうございます。提案いただいているお話で行くと、「職務事項」、右側が「職務の内容」。
宮地委員	職務の内容でいいです。事項と内容やから。
対策監	事項と内容で。
宮地委員	他に文言があったら、それにこだわりません。
浜田委員	別の文言があったら、その文言に代えてください。他に調べて。
対策監	分かりました。
宮地委員	文言にこだわらんけどね、その「例」というのが非常に…
対策監	分かりました。
教育長	これに関わらず、みんなで包括的にやってくださいと上には書いてあるのですが、けれども、この表を見た時に、いやこの表にはこうやって書いてあるから、私の仕事じゃありませんっていうようなことにならないように、書いていくということではないでしょうか。
浜田委員	図書館をやった時も、その他何とかに関することとかっていう…

宮地委員	こういう要綱なり規則なりが必要ですから、中身をもう少し精査したほうがいいと思います。
対策監	ありがとうございました。
教育長	それでは、刻んでしまうようなことになるんですけども、議案第7号の内容につきましてはご承認いただけますでしょうか。「8月26日」を「8月31日」。
宮地委員	これは前回に議論したとおり。
教育長	「栄養教諭」を「講師、」というところで、議案第7号につきましてはご承認…
宮地委員	ただ、これも問題無いと思うけど、文言を…
浜田委員	整理してもらって、それはそれでいいです。もっと突っ込んだら、何処まで理解してるのか私もよう分からんけど、第10号の「及び」と「・」は、どう違いがあるのって聞かれた時に理解してますか。
教育振興課長	文科省がそういった形に。そこにもう追従したというところですよ。
浜田委員	これ多分違うと思うんです。
教育振興課長	いや、違うことはなかった…
浜田委員	違うというのは、今までも「連携及び分担のもと」で、別に言葉としては全然不思議は無いけど、「・」にしたという理由はそれなりにあると思います。
教育振興課長	文科省に合わせて行く…
浜田委員	分かってる。ただ、作るほうがそのことを単に文科省丸受けやなくて、ちゃんと理解してますかということ。全てそうです。文科省は標準的なものを作ってきます。「もと」という平仮名でも別に構わないと思うがやけど、「下」にしたんですね。これは、あれっと思ったけど、今は「下」を使うんだと。
教育振興課長	そうですね。そこは法制とも協議をして、法制でこういった形が望ましいというところで来るものなので、そこをまた、あえて私たちが…

浜田委員	いや違う、違う。そうやなくて、私たちが理解してますかということ。その違いを聞かれた時に、法制が言うてます、ということやなくて。
教育振興課長	そこの説明を聞かれたら、ちょっと出来ないんですけど…
浜田委員	多分「及び」は連携と分担が弱いんです、まだ。「・」になったら一体化する。まあ「及び」も並列ですけどね、もっと強い。
宮地委員	ごめんなさい。まあ、勉強して。
教育振興課長	ここはやっぱり、専門的な目で見ているというところがあるので、法制のほうをうちは通さない。自分達もいろいろ考えて上げていったものが、修正されて返ってくる。そこを直す。こちらで違うよ、ということで、また考えないといけないとなると、なかなかこう難しくって。まあ今回、此処はどうして、というところは詰めてはいなかったの。
宮地委員	ちょっと解説します、ごめんなさい。 今、地方分権でこうなってますが、以前は文科省から都道府県に下りてくるんです、文書がね。そしたら県が基準規則を作るんです。 だから私らも作りました。学校管理規則の基準規則を作って、それを市町村に流すんです。そのとおり市町村が作ったら、何の問題も無かった。今、県の基準規則がなくなった為に、こういうことが凄く手間暇がかかるようになりました。だから、悪いことも、良いこともあるんやけど、そんなですよ。
教育長	時代によって変わるんですね。やっぱりこの「もと」という示し方は上下関係を指し示すから、平仮名にきなさいと言われて平仮名にしたけれども、文書上のことだから明確にパッと分かるほうがいいのかい、そういう理由なんだろうと思うんですけども。 今のお話を含めて、第9号、第10号につきましては、これを基にもう少し学校側が、しっかり運営出来るようなものにしていただく、ということでもよろしいでしょうか。
浜田委員	第10号に、あとは提案理由をお願いします。趣旨はよく分かりますので、事務局にお任せします。
教育長	では、第7号につきましてはこのとおりの承認いただくということで、第9

	<p>号、第10号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>他にご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>それでは、議案第8号につきまして、事務局より提案よろしくお願ひします。</p> <p>議案第8号「香美市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する規則の制定について」</p>
事務局	(議案説明)
宮地委員	承認申請を除けたということですね。だから教育委員会が承認する必要がなくなったという。
教育長	そうです、これややこしかったです。
宮地委員	提案理由を書いてください。
教育長	それでは、議案第8号につきましては、承認いただけますでしょうか。
	「はい」という声あり
教育長	<p>ありがとうございました。承認いただきました。</p> <p>以上で本日の議案及び報告につきましては終了いたしました。ありがとうございました。2月の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
	(閉会時刻：午前10時23分)